成人歯科健康診査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図ることを目的として実施する成人歯科健康診査(以下「健診」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 健診は、船橋市に住民登録のある当該年度に 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、65 歳、70 歳に達する者を対象とする。
- 2 前項に定める対象者のうち、歯科疾患の診断が確定し、治療中の者及び観察経過中 の者は除く。

(実施期間及び回数)

- 第3条 実施期間は、当該年度の5月1日から翌年1月末日とする。
- 2 健診回数は当該年度1回とする。

(委託及び実施医療機関)

- 第4条 市は、健診を公益社団法人船橋歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)に委託するものとする。
- 2 健診は、公益社団法人船橋歯科医師会の推薦を受けた歯科医師会会員の所有もしく は所属する医療機関(以下「医療機関」という。)が行うものとする。

(周知方法)

第5条 市は第2条の対象者に対し、受診票の個別通知を行い、「広報ふなばし」、船橋 市ホームページ、ポスター掲示等により周知を図る。

(健診の実施方法)

- 第6条 健診を受診する者(以下「受診者」という。)は、医療機関に第5条の受診票を 提出し、健診を受けるものとする。
- 2 医療機関は前項の受診票の提出を受けた場合は、受診者の住所地等を確認し、健 診を行うものとする。
- 3 健診項目は、次のとおりとする。
 - (1) 問診
 - (2) 口腔内検査 歯および歯周組織等口腔内の状況について診査する。
 - (3) 健診結果に基づいた保健指導
- 4 医療機関は、健診の結果を成人歯科健康診査票へ記載するものとする。
- 5 治療が必要な場合は別途行うものとする。

(受診結果)

第7条 健診を行った医療機関は、受診者へ結果説明を行い、受診日の翌月から3か月 以内に書面にて市及び歯科医師会に報告する。

(健診に関する費用)

第8条 医療機関は、受診者から500円を自己負担として徴収する。

ただし、生活保護世帯の者・児童扶養手当受給者証書を所持し現在受給中の者・健

診当日に後期高齢者医療被保険者証を所持する者・70歳の者からは徴収しないこととする。

(委任)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この実施要領は、平成29年4月1日から適用する。 この実施要領は、平成30年4月1日から適用する。